

國學院大學學術情報リポジトリ

Uzuchi's Tradition : The Study of Cultural Traditions (Traditionology) : The 25th Anniversary Memory of Japanese Traditions Department

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Oishi, Yasuo メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000266

卯槌について

序

日本古代の宮廷儀礼として行われた正月初卯の日の行事がある。そして、その儀礼には〈卯槌〉というものが用いられたことが伝えられている。この〈卯槌〉は、中国伝来のものであると説明され、『枕草子』『源氏物語』にはその民俗が、宮廷儀礼としてではなく、貴族たちの個人的な慣習として定着している記述がみられる。

東京都江東区亀戸天神社には、境内に御嶽神社が鎮座し、正

大石泰夫

月初卯の日に〈初卯祭〉が伝えられている。祭神は菅原道真の教学・御祈の師、比叡山延暦寺第十三代座主法性坊尊意僧正で、〈卯の日の卯の刻〉に亡くなったことから〈卯の神〉とされ、当日は〈卯の神札〉と〈卯槌〉が授与されている。ただし、この祭りにはいろいろ変化があったようで、天保九年（一八三八）刊『東都歳事記』によると、賑わう境内の記述と絵とともに、「又二の卯三の卯も是に同じ。詣人神符を受けて髻に挟て歸る。餅或は土を以て團子とし、五彩に色どり、大なる柳につけ繭玉と號け售ふ。又天保二卯年より卯杖卯槌を鬻ぐ」と記されている。これによれば、初卯のみならず二の卯三の卯の日にも多く

の参詣者があつたこと、もとは色とりどりの土団子を柳につけた繭玉を授与していたことがわかる。そして、〈卯杖〉と〈卯槌〉が使われるようになるのは、天保二年（一八三一）のことと伝えられている。また、当時は現在の〈卯の神札〉ではなく、〈卯杖〉であつたことも知られる。明治四十四年（一九一一）に春陽堂から刊行された若月紫蘭著『東京年中行事』には、

初卯の日に亀戸の天満宮へ参ると、卯杖と卯槌の二つを拝殿で頒^{わか}つて居る。明治二十四、五年頃の『風俗画報』によると近頃はないうであるから、その頃はこれをする^しことが途絶えて居て、近頃また復活されたのであるらしい。

卯槌というのは径七分長さ五寸位の木を八角に削つて、これに青赤の絵の具と墨と素粉^{こふん}とを用いて松竹梅を画き、一端に紅白の紙を重ねて、五色の糸でこれを結んだもので、卯杖は長さ三尺許^{ばかり}の黒竹の一端を卯槌と同じ紅白の紙に包み、矢張り五色の糸で結んだものである。

と記され、〈卯杖〉と〈卯槌〉の絵が掲載されている。これを見ると〈卯杖〉については今日の形状とよく似ているが、〈卯杖〉

は今日の〈卯の神符〉とはまったく形状を異にしている。

このように亀戸天神社に伝わる〈卯槌〉については、そもそも幕末に始まったもののように、それが今日に至る間にも何度かの変化を遂げていることがわかる。今日、〈初卯祭〉自体を伝える神社は多くはないが、『東都歳事記』は江戸府内のこの祭りを伝える寺社をいくつか記している。

また、〈初卯祭〉とは呼ばないで、別称の祭りの中で、明らかに〈卯槌〉の要素をもった護符や縁起物が用いられている事例が日本全国に伝えられている。

こうした事例を鑑みれば、古代日本の宮廷儀礼として伝えられた〈卯杖〉〈卯槌〉という民俗が、形を変え、再解釈されながら新たに祭りの中に再生されたりしながら、今日伝承されているものと考えることができる。

本稿は、こうした視点で〈卯槌〉について論じようというものである。

一、古代の卯槌(1)―宮廷儀礼として―

日本の古代の正月初卯の日の宮廷儀礼として、一般に辞書などで〈卯槌〉は〈卯杖〉とともに説明されている。ただし、史

書等に記されているのは〈卯杖〉が中心で、本稿は〈卯槌〉を論じるものではあるが、その問題の前に〈卯杖〉について記述してゆくことにする。

〔卯杖〕の初出は『日本書紀』持統天皇三年（六八九）条で、「乙卯、大學寮獻_二杖八十枚_一。」と記されるものである。この正月初卯の日に〈杖〉を献じるといふ記述は、天長七年（八三〇）（『統日本後紀』）、承和三、五年（八三六、八）（『統日本後紀』）と散見され、『文徳実録』には五回、『三代実録』ではほとんど毎年のように記述があつて、その後の撰関時代を通じて行われていた。一方、持統朝の後の『統日本紀』には出てこないが、正倉院には「卯杖御杖机」が残されており、そこには「卯日御杖机覆 天平宝字二年正月」の墨書がある。したがつて、この卯の日の御杖を献じる行事は、この天平宝字二年（七五八）頃



(図) 左・剛卯 右・卯槌
（『古今要覧稿』）

には実際に行われていたわけである。『公事根源』は、『文徳実録』の仁寿二年（八五二）の例が〈杖〉を大学寮から諸衛府が献じることになつた起源として、
いるが、中山裕は『内裏式』

と『儀式』の記述を挙げて、仁寿二年以前に儀礼的に整えられていたとしている。また、『建武年中行事』にも行われていたことが記され、江戸後期成立の類書『古今要覧稿』には「この儀建武の御宇まではたしかに行はれたれども、いつよりたえになん、近代はきこえず」と記されている。

このように、宮廷儀礼としての正月初卯の日の儀礼に用いられた〈杖〉については、持統朝に淵源をもち、中世期まで継続していたことが知られる。

一方、〈卯槌〉はどうであつたのか。〈卯槌〉についての宮廷儀礼としての記述は、直接的な記述が〈杖〉のように古くにはみられず、平安時代後期の有職故実書『江家次第』に正月初卯の「卯杖の事」として、次のように記されている。

次絲所進_二卯槌_一。其料絲卯槌。御机組。并縫_二覆敷_一。料十兩二分。結組料七兩二分。已上申_二請納殿_一。藏人取_レ之。結_二付畫御帳懸角柱_一。副_二立細木_一爲_レ柱。槌末出五寸許可_レ用_二桃木_一。又四方可_レ割。近代丸也。失歟。

というように、〈卯槌〉の材質・形状までが細かに記されており、この次に〈卯杖〉のことが記され、初卯の日の儀礼にこの二つ

のものが用いられていたことが知られる。

ところでこの〈卯杖〉〈卯槌〉は、『西宮記』に「漢官儀云、正月卯日、以_二桃枝_一作_二剛卯杖_一、厭_レ鬼也。」とあり、『江家次第』には「漢官儀云、正月卯日、以_二桃枝_一作_二杖_一、厭_二惡鬼_一。」と記されることで、中国から伝来したものであるという意識があったことが知られる。この出典とされる『漢官儀』は、後漢の応劭が建安元年（一九六）に獻帝に献じた漢代の官制や礼儀を説明する書で、『隋書』経籍志によれば全十卷である。しかし、そのほとんどが散逸し、清代に逸文蒐集が行われ、今日では二卷が『漢官六種』に収められているが、ここで引用した逸文は収録されていない。

さて、この日本に伝わる『漢官儀』逸文に、〈剛卯杖〉という表現が見られるので、中国の〈剛卯〉に関わる次の説明が、初卯の日の儀礼に用いられる〈卯杖〉〈卯槌〉の起源を説明するものとしてよく用いられている。

始建国元年正月朔（中略）今百姓咸言、皇天革_レ漢而立_レ新、
 廢_レ劉而興_レ王、夫劉之為_レ字卯金刀也、正月剛卯金刀之利
 皆不_レ得_レ行。

服虔曰、剛卯以_二正月卯日_一作_レ佩_レ之、長三寸、広一寸、

四方、或用_レ玉、或用_レ金、或用_レ桃、著_二革帶_一、佩之、
 今有_二玉在者_一、銘_二其一面_一曰_二正月剛卯_一、金刀莽所_レ鑄之
 錢也。 『漢書』王莽伝

この記述は、王莽が劉氏の前漢を滅ぼした時に劉氏を忌み、劉氏の「劉」は「卯」「金」「刀」の三字からなる字であるのでこれを嫌い、卯の日に〈剛卯〉と称するものを作ることを禁じたことを伝えている。²⁷⁾

これを受けて中山は、次のように述べる。

したがってわが国では中国のこの風習が、卯の日に作った杖を用いて邪気をはらうということに転化してひろく行なわれるようになったのである。²⁸⁾

この中山の見解は今日ほぼ定説となっている。

しかし、この『漢書』の記述には〈杖〉とは描かれておらず、しかも服虔の注に描かれる〈剛卯〉は大きさが「長三寸、広一寸、四方」である。また、中山は「剛卯と称する木を作ることからはじめまる」として、この伝承を〈杖〉と結びつけているが、桃でも作られているが「佩」「玉」「金」でも作られると記さ

れていて、〈杖〉とはとても思えないものとなっている。実際、中国では装飾物としての〈剛卯〉は、変化があるが西周時代から作られており、中国のそれはあくまで〈杖〉ではない⁹⁾。そして、形状からいえば、〈剛卯〉は明らかに〈卯槌〉である。つまり、中国から〈剛卯〉が伝わり、日本の正月卯の日の儀礼の祭具として用いられるようになったのは、〈卯槌〉なのである。しかし、〈卯杖〉〈卯槌〉が、どちらも中国の〈卯卯〉が伝来したものと考えられたことは、故ないことではない。それは前掲した『漢官儀』の表記にもよるが、六国史の記述に現われている。

・ 巳卯、諸衛府献穀杖逐精魅也。(仁寿二年(八五二))

以下、「穀杖」という表記が、仁寿三年(八五三)、

齊衡元年(八五四)、同三年(八五六)、天安元年

(八五七)と続く。

・ 十日丁卯、所司献剛卯杖。(貞観元年(八五九))

以下、「剛卯杖」という表記が、仁和二年(八八六)

まで、ほぼ毎年使われている。

前者については『文徳実録』、後者については『三代実録』と

いうことになり、それまでの六国史の表記では「御杖」あるいは「杖」であったものが、前者と後者でそれぞれ別の表記に書き換えられたことになる。

前者の「穀杖」の「穀」だが、『大漢和辞典』では『説文解字』等を参照しつつ、〈剛卯〉のことで、「正月卯の日に身に佩びて邪氣を祓ふもの。うづち。」と説明している。要するに、「穀杖」〈剛卯杖〉は同じ語の構成になっているということである。

では、〈卯槌〉と〈卯杖〉の関係はどういうものなのだろうか。実際、持統朝以降、卯の日の儀礼に用いられるのは〈杖〉なのであり、〈卯槌〉は儀礼の記録としては『江家次第』を待たなければならぬ。先に紹介したように、中山は〈剛卯〉が「転化」して、〈卯杖〉になったものとする。しかし、日中比較民俗学を専門とする劉曉峰は、中国の〈剛卯〉と日本の〈卯杖〉の相違を詳細に検討して、その転化の大きさを指摘している¹⁰⁾。

筆者は見通しとして、〈卯杖〉は〈剛卯〉と直接関係はなく、この両方が初卯の日の儀礼の祭具として使われてきたもので、〈剛卯〉は〈卯槌〉として日本の卯の日の儀礼に取り入れられたものと考えているが、これについては稿を改めたい¹¹⁾。

本稿はあくまで〈卯槌〉を論じるものであるので、〈卯杖〉についてはこれ以上触れず、中国の〈剛卯〉が伝来して〈卯槌〉

となり、それが日本の正月初卯の日の儀礼として定着したものであるという前提で論じてゆきたい。

二、古代の卯槌(2) — 『枕草子』・『源氏物語』 —

前節の整理によって、古代日本の宮廷行事として行われていた初卯の日の行事は、〈杖〉を献じる儀礼としての記載が史書や儀式書に多く見られ、これは持統朝から長く伝承されていたということになる。しかし、本稿が扱う〈卯槌〉については、平安後期の『江家次第』に記されるまで記載されていない。ただし、『文徳実録』では「欸杖」、「三代実録」では「剛卯杖」と表記され、「欸」「剛卯」は〈卯槌〉のことをさしている可能性がある。また、『江家次第』は、〈卯槌〉の形状が近年丸く変化していることを嘆いており、これがずっと以前から使われていたとも考えられる。

〈卯杖〉〈卯槌〉が宮廷の儀礼だけでなく、平安時代の貴族たちの風習として用いられていたことを示す例としてよく引き合に出されるのが、清少納言の『枕草子』である。

御文あけさせたまへれば、五寸ばかりなる卯槌二つを、卯

杖のさまに、頭かぶちなどを包みて、山やまたな橘な、日ひ隠かく、山やま菅すげなど、うつくしげに飾りて、御文はなし。「ただなるやうあらむやは」とて御覧すれば、卯杖の頭包みたる小さき紙に、山とよむをのひびきをたづぬればいはひの杖つゑの音ねにぞありける
(第八三段)

これは長保元年(九九九)正月一日乙卯に、中宮定子のもとに賀茂の齋院から〈卯槌〉が届けられた場面である。「五寸ばかりなる卯槌二つ」を、「山橘・日隠・山菅」などの正月の縁起物できれいに飾り、歌を書いた紙で「〈卯杖〉のように」頭部を包んだものとして描かれている。

『源氏物語』浮舟の巻では、次のようである。

正月ひつきの朔日ついでたち過ぎたるころ、渡りたまひて、若君の年まさりたまへるをもてあそびうつくしみたまふ、昼ひるつ方、小さき童わらわ、緑うすやうの薄うす様なる包文つつみぶみのおほきやかなるに、小さき鬚ひげこ籠かごを小松につけたる、また、すすすすしき立文たてぶみとりそへて、奥おくなく走り参る、女君に奉れば、宮、
「それはいづくよりぞ」とのたまふ。

(中略)

この立文を見たまへば、げに、女の手にて、

右近年あらたまりて何ごとかさぶらふ。御私にも、いかにたのしき御よるこび多くはべらん。ここには、いとめでたき御住ひの心深さを、なほふさはしからず見たてまつる。かくてのみ、つくづくとながめさせたまふよりは、時々は渡り参らせたまひて、御心も慰めさせたまへと思ひはべるに、つましく恐ろしきものに思しとりてなん、ものうきことに嘆かせたまふめる。若宮の御前にとて、卯槌まゐらせたまふ。大き御前の御覽ぜざらんほどに、御覽ぜさせたまへとてなん。

と、こまごまと言忌こといひもえしあへず、もの嘆かしげなるさまのかたくなしげなるも、うち返しうち返しあやしと御覽じて、匂宮「今はたまへかし。誰がぞ」とのたまへば、中の君「昔、かの山里にありける人のむすめの、さるやうありて、このごろかしこにあるとなむ聞きはべりし」と聞こえたまへば、おしなべて仕うまつるとは見えぬ文書きふみかきを心得たまふに、かのわづらはしきことあるに思しあはせつ。卯槌をかしよう、つれづれなりける人のしわざと見えたり。またぶりに、山橘やまたちはな作りて、貫きつらぬそへたる枝に、

浮舟うきふねまだ古りぬものにはあれど君がためふかき心にま

つと知らなん⁽¹³⁾

これは匂宮と中君との間に生まれた若君のもとに、中君の異母兄弟の浮舟から、年頭に誕生祝いとして〈卯槌〉が届けられた場面である。〈卯槌〉は「小さき鬚籠やまたぢなを、小松につけたる」もので、小松の「またぶりに、山橘やまたぢな作りて、貫きつらぬそへたる枝に」歌を添えて送ってきたものである。歌は、若君の千代の御栄えを、松に添えて祈念するといふものとなっている。つまり、卯の日の呪物である〈卯槌〉は、誕生祝いの贈り物としても使われていたということを示している。

また、このように〈卯槌〉が用いられることが多様化していたことを示す例として、次の段がよく引かれる。

正月おひ十余日のほど、(中略)えせ者の家のあら畑といふものの、土うるはしうもなほからぬ、桃の木の若立ちて、いとしもがちにさし出でたる、(中略)髪をかしげなる童わらわの、柏あかめどもほころびがちにて袴はかま萎えたれど、よき桂うちぎ着たる三、四人来て、「卯槌の木のよからむ切りておろせ。御前まへにも召す」など言ひて、おろしたれば、ばひしらがひ取りて、さし仰あふぎて、「われにおほく」など言ひたるこそを

かしけれ。

『枕草子』第一三八段⁹

この記述からは、〈卯槌〉を作るために、競って桃の木の枝が刈られたことが知られるのである。『枕草子』『源氏物語』に出てくる〈卯槌〉の形状は、〈剛卯〉とは少し異なるが、桃の木で作るカラフルな小型の呪物である。

『枕草子』『源氏物語』のこうした事例を見ると、一〇〇〇年前後の皇族と貴族の間には、〈卯槌〉が年頭の卯の日の呪物として定着していたことが知られるのである。このことから推測できるのは、〈卯槌〉と〈卯杖〉は明確に区別されていて、〈卯槌〉は〈卯杖〉のように早くから宮廷儀式として記述されることはなかったが、撰閔政治全盛時には皇族と貴族の生活の中に定着していたことがわかるのである。

三、民俗伝承としての卯槌

前節において平安時代の〈卯槌〉について述べたわけであるが、〈卯杖〉については宮廷儀礼としても神社の祭りとしても伝承されているのだが、管見では〈卯槌〉についてはあまり事例を確認できない。本稿の冒頭に、『東都歳事記』と『東京年

中行事』とに記された東京の正月初卯の日の祭りの〈卯槌〉と〈卯杖〉の伝承を記した。前者によれば、今日亀戸天神社に伝えられる〈卯槌〉は、天保二年（一八三一）に始まったものと伝えられている。こうしたことから考えると、正月初卯の祭りは、民俗伝承としての定着を示したが、〈卯槌〉については同様には確認できないということになる。

ところで、ここまでで紹介した資料によると、〈剛卯〉と〈卯槌〉に共通するのは、多角形に削った数寸の大きさのものを中心に作られていて、文字が書かれていたり、色糸を通したり、木の枝を飾ったりするものであるということがわかるだろう。

柳田國男が大正五年（一九一六）に『郷土研究』で紹介したことでは有名になった「諸國風俗問状」には、「二七 卯杖・卯槌などの類有之候哉」とあり、この民俗の存在を全国に問い合わせたことがわかる。このことから、当時（文化十二年（一八一五）頃）の江戸には、この民俗が伝えられていた可能性がある。しかし、この問状を發した屋代弘賢は、この後に幕命により、古今の文献を渉獵して『古今要覽稿』の編纂にかかった人物であるので、文献上の知識で問状を記したのかもしれない。そして、この〈卯杖〉〈卯槌〉の問状に対する答えとしては、今日確認されているものを見て、ほとんど報告されていない

い。⁽¹⁶⁾

しかし、「諸國風俗問状答」には、次のような注目してみたい報告がある。

蘇民将来の札は年の内に神職のもとより贈て、たらうの木をたて一寸五分四方の幅五六分ばかりに切り、上下に糸を通し、紙もて男子は白く、女子は五色の総を下に付、蘇民将来の子孫也と書、上の糸をわらはの衣の背縫の通りに縫付てきせ侍り。
〔越後国長岡領風俗問状答〕⁽¹⁷⁾

村里により稀に有之候。札の長さ一寸六七分、幅二三分、内に秘符有之。卷封にして、表に蘇民将来の子孫と申文字御座候。
〔備後国福山領風俗問状答〕⁽¹⁸⁾

これは問状で「一 元日」の項目として、「蘇民将来の札の有無」を尋ねたことについての回答である。しかし、回答として寄せられたのは、「卯槌」(剛卯)の形状に似た蘇民将来の呪物であったのである。「蘇民将来の子孫」と記された呪物というところ、京都祇園祭の際に祭りに奉仕する人たちが身につけるものがあり、これも「卯槌」の形状によく似ている。八坂神社のそれは

長さ約七センチ、径約五センチの八角形の木製のものである。

岩手県内には年頭に「蘇民祭」と呼ばれる祭りが、現行で行われているもので十箇所、廃絶したもので二十箇所伝えられている。⁽¹⁹⁾この祭りには、「蘇民袋の争奪」という次第があつて、この蘇民袋には「親札」と「コマ木」の二種類の呪物が入れる。これは行われる社寺によってそれぞれの形状をしているが、「親札」と「コマ木」にはそれぞれ二つのタイプがあり、一つは板に文字を記したタイプ、もう一つは円柱や四角柱・五角柱・八角柱などの形状のものである。「親札」の後者のタイプは、亀戸天神社の「卯槌」によく似た形状をしたもので、「コマ木」の後者は八坂神社の蘇民将来の呪物に似ている。奥州市黒石寺の蘇民祭では、五角に削ったヌルデ(カツノ木)と呼



(写真1)
黒石寺蘇民祭のコマ木
(黒石寺提供)



(写真2)
毛越寺蘇民祭のコマ木
(千葉周秋氏提供)

んでいる)の木を径七分、長さ二寸二分に切り、一面ごとに「蘇民」「将来」「子孫」「門戸」「也(★)」と書いたものが「コマ木」で、これを五升袋に入れたものが争奪する蘇民袋ということになる。この「コマ木」は「剛卯」が起源であるとする説もあるようである。²⁰⁾

もう一つこの「蘇民祭」で注目したいのは、杖の形状の呪物²¹⁾が用いられることである。黒石寺の蘇民祭では「お立て木」と呼ばれるものを作る。山で柴木を伐ってきて、これを三十センチほどに束ね、これを四、五十束作って、径二メートルほどの円形にまとめる。この外側を太めの木で包むように囲んで、繩を通常は十二回閏年は十三回廻して固める。門屋光昭は、この「お立て木」を北上市内などでみられる「一本門松」と同じものだと解釈している。また、「打人」²²⁾「祓人」²³⁾と呼ばれる行列のお渡りの警護にあたる人たちは、「手木」(または「式棒」)と呼ばれる棒をもつ。「打人」用のものは、太さ五センチ、長さ九十センチで三分の二の長さの皮をはぐ。「祓人」用は太さ四センチ、長さ四十五センチで同様に皮をはぐ。どちらも「カツノ木」で作られ、前者は四本、後者は四〇〇本作られている。これらは警護棒のようなものであるが、邪気を祓う呪物として意識されている。

こうしてみてきたように、岩手の年頭に行われる「蘇民祭」の呪物には、初卯の日の祭りの「卯槌」(「卯杖」)に似たようなものが用いられているのである。

岩手の「蘇民祭」は神社でも寺でも、祭神・本尊・宗派に関係なく行われ、共通するのは年頭の祭りとして行われているということである。蘇民将来の信仰自体が不明な部分が多いが、ここで主張したいのは「蘇民祭」と「卯槌」(「卯杖」)が直接に関わるということではない。岩手の年頭に行われる「蘇民祭」の形式が造型される中で、「卯槌」(「卯杖」)の意味や表象が文献や知識によって影響を与えたということなのである。季節は異なるが京都の八坂神社の護符などもその影響の一つであろうし、『古今要覧稿』のような文献の影響もあるかもしれない。そのことは冒頭に紹介した亀戸天神社の初卯の日の祭りに、幕末になって「卯槌」(「卯杖」)が登場することになったような事例が証明していると思われる。

結

本稿では、冒頭に現在亀戸天神に伝えられている正月初卯の日の「初卯祭」における呪物の「卯槌」を紹介した。そして、

〈卯槌〉というものが〈卯杖〉とともに古代の宮廷の正月初卯の日の祭りに用いられ、それが『枕草子』『源氏物語』によれば宮廷の皇族と貴族たちに定着していたことを確認した。

そして、その古代の〈卯槌〉〈卯杖〉は、その後どのように伝承されてきたのかはわからないが、今日〈初卯祭〉と同じ年頭に行われる〈蘇民祭〉の〈コマ木〉〈手木〉等と似ていることを指摘した。とはいえ、これらのものが古代から絶えることなく伝わってきたというようなことを主張するつもりはない。

〈蘇民祭〉は年頭の社寺の祭りではあるが、初卯の祭りとは別のもので、これらの呪物も〈蘇民祭〉の論理の中で機能しているものであろう。

東京湾岸には『古事記』『日本書紀』のヤマトタケル伝承に基づいた伝説と、それに因む祭りが伝えられるが、これらも古代の伝承がそのまま古代からの祭りとして伝えられているわけではない。古代のヤマトタケルの伝承が、後に祭りを創り出すととらえるべきであろう。その場合、直接かどうかは別にして、記紀という文献に基づいて祭りが創り出されたり、本来別の祭りであったものに記紀に基づいた再解釈が加えられたものと考えられるということになる。

おそらく、岩手の社寺の年頭の祭りである〈蘇民祭〉が創ら

れてゆく中で、〈卯槌〉〈卯杖〉の意味やイメージと表象が、これらの祭りの中に取り入れられたとみるべきであろう。

注

- (1) 亀戸天神社公式ホームページ。
- (2) 朝倉治彦校注『東京歳時記』（東洋文庫159）、平凡社、一九七〇年、三六―八頁。
- (3) 朝倉治彦校注『東京年中行事』1（東洋文庫106）、平凡社、一九七八年、七六頁。
- (4) (3) 前掲書、七七頁。
- (5) 中山裕「卯杖」〔平安朝の年中行事〕塙選書75、塙書房、一九七二年、一四五、六頁。
- (6) 屋代弘賢編『古今要覧稿』巻第五十事令部（西山松之助・朝倉治彦監修復刻版第一巻、原書房、一九八一年、七五四―七六〇頁）。文政四年（一八二一）〜天保十三年（一八四二）成立。
- (7) 「服虔曰」以下は服虔の注釈であるが、剛卯の形状等を把握するのに有益であるので併せて紹介した。また、中山は(5)前掲書において、この記述を以て剛卯の起源と説明しているが、劉暁峰は「卯杖考」〔古代日本における中国年中行事の受容〕桂書房、二〇〇二年〕において、王莽がすでに行われていた習俗を排除したと解釈している。(9)の勞榦の論文などでも、漢代以前の剛卯の存在は明らかで、この劉の説に従いたい。
- (8) (5) 前掲書、一四四頁。
- (9) 勞榦「玉佩與剛卯」〔勞榦學術論文集〕甲編、藝文印書館、一九七六

- (10) 年。
 (7) 劉前掲書、二二、二頁。
- (11) こうした考えに至ったのは、岩手大学平泉文化研究センターの劉海宇教授の示唆によるところが大きい。劉氏は現在筆者が卯杖と関わりがあると推測している西王母の杖の論文を執筆中であり、筆者もまた卯杖についての別稿を執筆中であるので、そちらを参照されたい。
- (12) 引用は『枕草子』（新編日本古典文学全集18、小学館、一九九七年、一五八、九頁）。
- (13) 引用は『源氏物語6』（新編日本古典文学全集25、小学館、一九九八年、一〇九〜一二二頁）。
- (14) 引用は『枕草子』（新編日本古典文学全集18、小学館、一九九七年、二六五、六頁）。
- (15) 伊勢神宮においては『延暦儀式帳』に記されているので、延暦年間から行われ、上賀茂神社の初卯神事、熱田神宮の踏歌神事に卯杖が伝えられている。
- (16) 谷川健一他編『日本庶民生活史料集成』第九卷、三一書房、一九六九年。
- (17) (16) 前掲書、五四〇頁。
- (18) (16) 前掲書、六七五頁。
- (19) 岩手の蘇民祭調査会議編『岩手の蘇民祭調査報告書』、岩手県教育委員会、二〇〇一年。
- (20) 末武保政『黒石寺蘇民祭』（文化総合出版、一九七六年、九四頁）には、藤原勉『蘇民将来論』の説として紹介されている。
- (21) 岩手県立博物館編『岩手民間信仰事典』、一九九一年、一五三頁。